

# 地方議会・議員のあり方に関する研究会 資料

---

# 地方議会・議員のあり方に関する論点整理と検討の方向性(案)

## 1. 地方議会の存在意義・多様な住民が参画する意義 【なぜ地方議会に多様な層の住民が参画することが望ましいのか。】

### (1) 地方議会の存在意義・多様な住民が参画する意義

- ➔ 議会は、住民自治の基盤である。合議制の住民代表機関として、地域の民主的な合意形成を進め、民意を集約して団体意思を決定するという重要な役割を有している。
- ➔ 住民にとって身近であるべき議会に、住民の理解と関心が得られない状況は、地方自治・住民自治の根幹に関わる深刻な問題である。
- ➔ 今後、人口減少社会において増大する課題に対して、多様な層の住民が参画する議会であることが、住民にとって納得感のある合意形成を行うことにつながるのではないか。

- ➔ 求められる議員像や規模の違いを踏まえた検討は引き続き必要であるが、まずは、多様な層の住民が議会に参画することを阻む要因をどのようにして取り除くことができるかを検討する必要があるのではないか。

### (2) 地方議会・議員のあり方や位置づけ

- ➔ 各地域で議員のあり方(住民から求められる議員像)の議論が必要。
- ➔ 議員の位置づけや責務を明確化することが必要ではないか。
- ➔ 議会が住民にとって納得感のある合意形成をするためには、議員の専門性を高め、専門化を進めるべきか。一定の専門性を保ちながら、多様な層の住民の参画を志向すべきか。
- ➔ 団体間の規模が違い、会議開催日数や議員報酬が大きく異なるなど多様な議会が存在する。議会の多様性にどのように制度的に対応できるのか。

## 2. 地方議員のなり手不足の要因に対応する際の視点

【多様な層の住民が議会に参画しない(できない)要因と対応をどのような視点で整理することが考えられるか。】

H31統一地方選挙における無投票当選者割合：都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

- ➔ 議員のなり手不足の要因については、議員報酬や兼業禁止を含め、議員や潜在的なり手の視点から整理し、対応を検討することが考えられるのではないかと。
- ➔ 議員の待遇に関する検討を行うには、各議会において住民との関わりを深める活動を行い、議会に対する住民の理解を得ていることが前提になるのではないかと。
- ➔ 住民が関心を持ち、関わりを深める取組は、潜在的な議員のなり手を長期的・継続的に涵養することにつながるのではないかと。

## 3. 地方議会に対する住民の理解

【地方議会が住民の理解を得るためにはどのような取組が求められるのか。】

① 議会ヒアリング、② 議会サタデー、③ 住民への周知活動

- ➔ 住民がどのような議会活動が行われているかを知らないために、議会に対する理解・信頼が得られていないという面があるのではないかと。
- ➔ 議会に対する住民の理解を得るために、各議会・議長会として一層の取組を進めていく必要があるのではないかと。

## 4. 地方議員のなり手不足の要因 【多様な層の住民が議会に参画しない(できない)要因は何か。】

### (1) 時間的な要因

- ① 柔軟な開催日時の設定(通年会期、夜間・休日議会等)
- ② 出産・育児・介護に伴う欠席・休暇

### (3) 身分に関する規定

- ① 兼業・請負の禁止
- ② 兼職の禁止

### (2) 経済的な要因

- ① 議員報酬・手当
- ② 政務活動費の支給の有無
- ③ 議員の年金

### (4) 立候補環境

- ① 定数
- ② 立候補に伴う休暇保障

### (5) その他

- 議会の権能等を強化するもの

- ✓ 議長への招集権の付与
- ✓ 議決事件の対象拡大
- ✓ 予算修正権の拡大
- ✓ 事務局体制の強化
- ✓ 研修機会の拡大
- ✓ 財政措置の拡充 など

※ 議員のなり手不足の要因のうち、議員の位置づけ、経済的な要因、身分に関する規制、立候補環境の整備については、地方制度調査会で更に検討をしていただく必要があるのではないかと。

## 5. 地方議員のなり手不足と選挙制度

【地方議員の選挙制度について、根幹を含めた見直しを行うことで、多様な人材の参画を促すことができないか。】

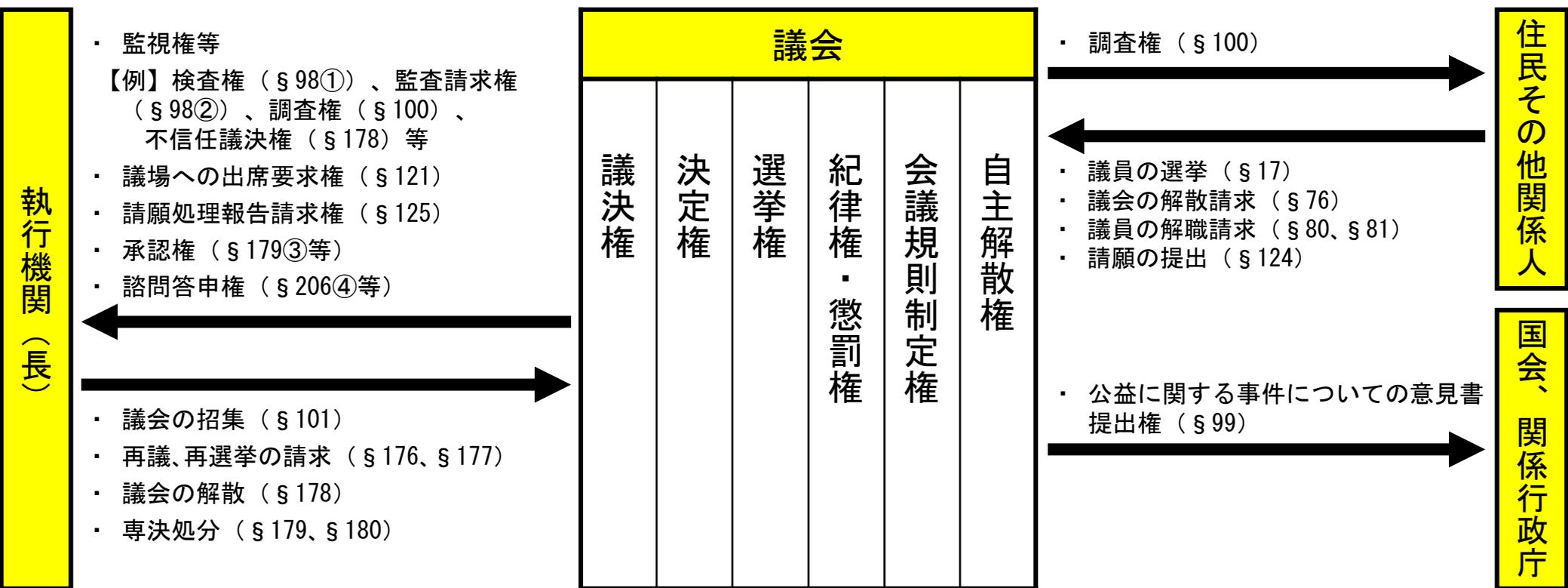
- ① 選挙公営・供託金
- ② 被選挙権年齢の引き下げ
- ③ 地方選挙の日程の再統一
- ④ クオータ制
- ⑤ 連記制
- ⑥ 選挙区の設定 など

# 地方議会とその制度沿革

# 地方議会について

- 地方議会は、憲法第93条第1項の「議事機関」として地方公共団体に設置されている。
- 地方議会は、住民全体を代表する機関であり、住民の直接選挙で選出される議員により構成される。
- 地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされている。
- 地方自治法上、地方議会は、都道府県・市区町村の別、又はその団体の規模を問わず、一つの制度として定められている。

【図表】 議会の権限と執行機関との関係（地方自治法の条文）



# 地方自治法改正の主な沿革

議会制度						
	招集・会期 § 101	身分・報酬 § 93①、§ 100	議員定数 § 91	組織・審議体制 § 138①	議案提出権等 § 112①②	意見提出権 § 99
昭和22年(地方自治法制定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長が招集</li> <li>・議員定数の四分の一以上により臨時会請求可能</li> <li>・定例会・毎年6回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期4年</li> <li>・報酬・実費弁償の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の法定定数を定め(都道府県)</li> <li>・議員定数の法定定数を定め、条例により定数の減少を認めた(市町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会に書記長及び書記を置く(市町村は書記長を置かないことができる)</li> <li>・常任委員会・特別委員会制度創設</li> <li>・常任委員会で公聴会の開催可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算を除き議員に議案提出権(発案議員数1人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長の事務について、議会は説明を求め、意見を述べることができる(以降、累次の行政委員会等の整備あり)</li> <li>・当該地方公共団体の公益に関する事件について意見書を関係行政庁に提出できる</li> </ul>
昭和25年				<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県に議会事務局を必置に、市に議会事務局を設置可能に</li> </ul>		
昭和27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会：毎年4回</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数を条例により定数の減を可能に(都道府県)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別委員会で公聴会の開催可能</li> </ul>		
昭和31年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会：毎年4回以内において条例で定める回数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員に条例で期末手当を支給可能に</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会数を人口段階で制限、議員の常任委員会の所属数を1に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案提出には議員定数8分の1以上の賛成を必要とする</li> <li>・修正動議の規定を整備</li> </ul>	
昭和33年				<ul style="list-style-type: none"> <li>・町村に議会事務局を設置可能に</li> </ul>		
昭和44年			<ul style="list-style-type: none"> <li>・都の特例を整備</li> </ul>			
昭和52年			<ul style="list-style-type: none"> <li>・都の特例を改正</li> </ul>			
平成3年				<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会・特別委員会で参考人招致を可能に</li> <li>・議会運営委員会を設置可能に</li> </ul>		
平成11年			<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の法定定数の廃止(条例定数制度の導入)</li> <li>・市町村議会の議員定数の人口区分の大括り化等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案・修正動議の提出には議員定数12分の1以上の賛成を必要とする</li> <li>・条例制定権の強化(「法令に反しない限り」全ての事務について条例制定が可能に)</li> </ul>	
平成12年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査費制度の創設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会数の人口段階による制限の廃止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会に対する地方議会の意見書の提出権を整備</li> </ul>
平成14年				<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員派遣制度の創設</li> </ul>		
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会の招集回数の自由化</li> </ul>					
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長への臨時会の招集請求権の付与</li> <li>・臨時会の招集請求があった場合に長は20日以内に招集する義務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止等</li> <li>・学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができる制度の創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会に議案提出権を付与</li> </ul>	
平成20年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政委員会の委員等の報酬の規定から議員報酬の規定を分離し「議員報酬」に改称</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議規則に定めるところにより議案の審査の場等の設置を可能に</li> </ul>		
平成23年			<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数の法定上限の撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会事務局等の共同設置が可能に</li> </ul>		
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通年会期制の導入</li> <li>・長が議会を招集しない場合の、議長への臨時会招集権の付与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務調査費から政務活動費への改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会に関する法定事項の簡素化・条例委任</li> <li>・公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化</li> </ul>		

	議会制度		長と議会の関係			
	議決事件 § 96	議会の検査権・調査権 § 98①、§ 100	長の出席義務 § 121	長の再議 § 176	長の専決処分 § 179、§ 180	長の不信任議決、 長による議会解散 § 178
昭和22年 (地方自治 法制定)	・議決事件の規定(条例の改廃、予算の決定、決算の認定、使用料等の賦課徴収、権利の放棄等)	・地方公共団体の事務に係る書面検査権を規定(以後、累次の行政委員会等の整備あり) ・監査委員への監査請求権を規定 ・議会の調査権を創設	・議長から出席を求められた場合の長の議場への出席義務を規定(以後、累次の行政委員会等の整備あり)	・一般再議、違法再議、収支不能再議、義務費再議、災害応急等再議を規定	・専決処分の要件として①議会が成立しないとき、②会議をひらくことができないとき、③招集する暇がないと認めるとき、④議決すべき事件を議決しないときと規定 ・専決処分を行った場合、長は次の議会に報告し承認を求める ・議決により指定した簡易な事項について長は専決処分することができる	・議会は議員数の3分の3以上の出席のもとその4分の3以上の同意により長の不信任を議決することができる ・不信任議決を行った場合に長は10日以内に議会を解散できる ・解散しないとき、解散後の議会で再度不信任の議決があった場合の長の失職
昭和23年	・議決事件の追加(条例で定める財産の取得又は処分及び営造物の設置又は処分、条例で定める契約の締結等)			・一般再議を創設、議決要件を出席議員の3分の2とした		
昭和25年						・解散後の議会での再度の不信任議決の要件を議員数の3分の2以上の出席・その過半数同意とした
昭和31年	・議決事件の整理(条例で定める財産の取得又は処分、契約の締結について、「重要なもの」に整理)			・違法再議の結果なお違法と認める場合の内閣総理大臣等への審査請求等を整備		
昭和38年	・議決事件の整理(契約の締結、財産の取得又は処分について、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める」ものに改定)。政令基準制定。					
昭和52年	・議決対象となる契約の基準を定める政令を改正(金額の増額)					
昭和61年	・議決事件の追加(財産の信託) ・政令の財産の取得・処分の基準に信託受益権の売買を追加					
平成3年		・検査権及び監査請求権の範囲の拡大(政令で定めるものを除く機関委任事務も対象)				
平成5年	・議決対象となる契約の基準を定める政令を改正(金額の増額)					
平成11年		・検査権及び監査請求権の範囲の拡大(政令で定めるものを除く自治事務・法定受託事務を対象)				
平成18年					・③について、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らか」であることに限定	
平成23年	・法定受託事務を議決事件の追加対象に					
平成24年		・選挙人等の出頭を求めることができる場合の制限	・正当な理由がある場合の長の議場への出席義務の免除	・一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件等に拡大(議決要件は過半数) ・収支不能再議を廃止	・専決処分の対象から副知事・副市町村長を除外 ・専決処分を議会が承認しない場合の長の作為義務を規定	

# 最近の地方議会に関する制度改正の概要①（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	内容
平成11年 (地方分権一括法)	百条調査権の対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関委任事務については、百条調査権の対象となっていなかったが、機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあつては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあつては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、全ての事務に調査権が及ぶこととされた。</li> </ul>
	議案の提出要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案の提出要件が「議員の定数の8分の1以上の者の賛成」から「議員の定数の12分の1以上の者の賛成」に緩和された。</li> </ul>
	議員定数の見直し(条例定数制度の導入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について、法定定数制度を廃止し、人口区分に応じて法定する上限数の範囲内において各地方公共団体の判断に基づき条例で議員定数を定めることとされた。</li> <li>・ あわせて、市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた(18区分から11区分に変更)。</li> </ul>
平成12年 (地方自治法改正) ※議員立法	国会に対する意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。</li> </ul>
	政務調査費制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。</li> </ul>
	常任委員会の数の制限の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止し、各地方公共団体の判断に基づき条例で常任委員会の数を決定できることとされた。</li> </ul>
平成14年 (地方自治法改正)	議員派遣制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。</li> </ul>

# 最近の地方議会に関する制度改正の概要②（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	内容
平成16年 (地方自治法改正)	定例会の招集回数の自由化	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとされた。</li> </ul>
平成18年 (地方自治法改正)	専門的事項に係る調査制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた。</li> </ul>
	議長及び議員への臨時会の招集請求権の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> <li>議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。</li> </ul>
	委員会制度の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。</li> <li>常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。</li> </ul>
	専決処分の要件の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がないと認めるとき」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に明確化された。</li> </ul>
平成20年 (地方自治法改正) ※議員立法	議会活動の範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。</li> </ul>
	議員の報酬に関する規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。</li> </ul>

# 最近の地方議会に関する制度改正の概要③（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	内容
平成23年 (地方自治法改正)	議員定数の法定上限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数について、人口区分に応じた法定上限数を廃止し、各地方公共団体の判断に基づき自由に条例で議員定数を定めることとされた。</li> </ul>
	議決事件の範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定受託事務については一律に議決事件から除外されていたが、法定受託事務についても、国の安全に関すること等を除き、原則として条例で定めることができることとされた。</li> </ul>
平成24年 (地方自治法改正)	通年会期制の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、条例で定めるところにより、定例会・臨時会の区分を設けず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。</li> </ul>
	議長への臨時会招集権の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。</li> <li>議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。</li> </ul>
	委員会に関する法定事項の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法律で定めていた事項を条例に委任することとされた。</li> </ul>
	公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。</li> </ul>
	政務調査費から政務活動費への改正 ※議員修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。</li> </ul>
平成29年 (地方自治法改正)	決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表することとされた。</li> </ul>

# 地方自治法改正により地方公共団体の条例に委任された主な事項

項 目	内 容	これまでの改正経過
議員定数 § 90①, § 91①	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県議会議員の定数は、条例で定める。</li> <li>市町村議会議員の定数は、条例で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年改正により、法定定数制度から法定上限制度に改正された。</li> <li>平成23年改正により、法定上限制度が廃止され、条例に完全に委任された。</li> </ul>
議決事件 § 96②	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定議決事件を除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和21年の府県制、市制・町村制の改正により条例で定めることにより議決事件を追加することができることとした。</li> <li>平成11年改正により、議決事件の条例による追加について、法定受託事務はその対象から除外することとされた。</li> <li>平成23年改正により、国の安全等の事由により適当でないものを除き、法定受託事務もその対象とすることとされた。</li> </ul>
定例会の年間回数 § 102② 〔 通年の会期 § 102の2① 〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。</li> <li>条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年改正により、定例会の招集は「年4回」から「4回以内において条例で定める回数」に改正された。</li> <li>平成16年改正により、定例会の招集は条例で定める回数招集することとされた。</li> <li>平成24年改正により、地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとされた。</li> </ul>
委員会に関する規定 § 109	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成3年改正により、条例で議会運営委員会を置くことができることが法定化された。</li> <li>平成18年改正により、常任委員会への議員の所属制限が廃止された。</li> <li>平成24年改正により、議会の委員会に関する規定が簡素化された。</li> </ul>

## 第28次「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(H17.12.9)

### 議会のあり方

- (1) 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止すべき
- (2) 委員会の委員を、閉会中など一定の場合に、委員会条例により議長が指名することで選任できるようにすべき
- (3) 議案提出権について、委員会にも認めるべき
- (4) 学識経験者等が議案を調査・報告できることとすべき
- (5) 会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべき
- (6) 専決処分の要件の明確化を図るべき
- (7) 必要と認めるときに必ず臨時会が開かれる担保が必要
- (8) 法定受託事務の議決事件の追加について、引き続き検討
- (9) 議員定数の法定上限を撤廃することについて、引き続き検討
- (10) 勤労者が立候補・議員活動できる環境整備、議員と他団体の職員との兼職を可能とすることも検討すべき課題
- (11) 議員を「公選職」と位置づけるべきとの意見について、法的効果や政治活動と公務の関係等の論点があり、引き続き検討
- (12) 小規模自治体においては会期制度を廃し、週1回夜間の会議開催など、規模に適した新たな議会制度を、今後検討すべき

### ○平成18年地方自治法改正

- ・ 議員の複数常任委員会への所属制限の廃止
- ・ 委員会の委員につき、閉会中でも、議長が指名し選任ができることとする
- ・ 委員会の議案提出権を認める
- ・ 学識経験者等の知見を活用
- ・ 電磁的記録による議事録の作成を可能に
- ・ 専決処分の要件を明確化
- ・ 議長に、議会運営委員会の議決を経て、長に対して臨時会の招集請求する権限を付与する

### ○平成23年地方自治法改正

- ・ 法定受託事務を議決事件の追加対象とした
- ・ 議員定数の法定上限を撤廃

# 議会制度に関する最近の主な地制調の答申事項の制度化の状況②

## 第29次「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(H21.6.16)

- (1) 議会の議員定数の決定は、各団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべき
- (2) 法定受託事務について議決事件の追加を認めるべき
- (3) 法定受託事務のうち議決事件の追加が適当でないと考えられるものに対する措置を検討していく必要
- (4) 長期間の会期を設定し必要に応じて会議を開く方式など、弾力的な議会のあり方を促進すべき
- (5) 議会の招集権の議長への付与について、平成18年改正の議長の臨時会招集請求権の運用状況を見ながら、引き続き検討
- (6) 長の調査権及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人を拡大すべき
- (7) 契約の締結等、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行より合理的な範囲内で拡大すべき
- (8) 住民訴訟の係属中に損害賠償・不当利得返還請求権を放棄することを制限する措置を講じるべき
- (9) 議会への実地検査権について、検査権や調査権の行使の状況も勘案しつつ、検討すべき
- (10) 勤労者の立候補に伴う休暇保障制度等について、議会活動を社会で支える意識の醸成に努めつつ、検討していくべき
- (11) 議員の位置付け等を法制化すべきとの意見について、議員活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係等を勘案しつつ、引き続き検討

### ○平成23年地方自治法改正

- ・ 議員定数の法定上限を撤廃
- ・ 法定受託事務を議決事件の追加対象とした

### ○平成24年自治令改正(政令第137号)

- ・ 法定受託事務のうち議決事件とすることが適当でない事務を規定

### ○平成24年地方自治法改正

- ・ 条例により、定例会・臨時会の区別を設けず、通年の会期とすることができることとされた
- ・ 議長等による臨時会の招集請求後、20日以内に長が招集しないとき、議長が臨時会を招集

### ○平成23年自治令改正(政令第410号)

- ・ 地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人等のうち条例で定めるものに拡大

※運用改善の提言を除く

## 第31次「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(H28.3.16)

- (1) 議会が決算認定せず、その理由を示した場合に、議会が指摘した問題点について長が説明責任を果たす仕組みを設けることとすべき
- (2) 議会による予算修正権の拡大については、慎重に検討していくべき
- (3) 議員の位置付けやその職責・職務の法制化については、今後の議員活動の実態等も踏まえ、引き続き検討すべき
- (4) 選挙制度のあり方については、議会政治の根幹に関わる重要な事項であり、様々な観点から議論が深められる必要
- (5) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするため、企業をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意して検討する必要
- (6) 公務員の立候補制限の緩和や地方議会の議員との兼職禁止の緩和について、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務等の課題も含めた公務員法制のあり方にも留意して検討する必要

### ○平成29年地方自治法改正

- ・ 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表しなければならないこととする

# 地方議会のあり方に関する研究会報告書（H26.3）概要

## I 地方議会を取り巻く環境の変化

少子高齢化、人口減少社会の到来  
地方分権改革の進展



地方議会の役割がこれまで  
以上に重要になっている



民主制の理念に立ち返り、  
議会の存在意義を再確認

## II 地方議会のあり方

### 想定される検討課題

- ・議会の本質的な役割としての議決事件は何かという観点に基づく地方自治法第96条の再構成
- ・議会の独自の情報ルート確立など議会の意思決定を支援する機能の充実
- ・公聴会や参考人制度の活用による民意の的確な反映・住民参加の拡充
- ・審議状況等の一層の情報発信や議会活動に対する評価の仕組みの構築による住民の関心・信頼の確保

## III 地方議会議員のあり方

### 想定される検討課題

- ・大規模な地方公共団体における選挙区の設定や政策競争のある政党本位の選挙制度の導入をどう考えるべきか
- ・勤労者の立候補や議員活動のための休暇制度、議員の任期終了後の復職制度等の導入は、国民的議論が必要
- ・女性議員の割合を増加させるという視点も重要
- ・公務員の立候補制限や地方議会議員との兼職禁止の緩和等については、社会的理解が前提となる

## IV 地方公共団体の規模等に応じた議会制度のあり方

### 人口規模の大きい地方公共団体の議会

- ・事務分野が多く、行政が複雑多岐にわたるため、議員にはより高い専門性が求められている。
- ・政策課題や政策選択の幅が広いため、多様な意見を踏まえた意思決定を行うことが求められている。

### 人口規模の小さい地方公共団体の議会

- ・地域の課題をきめ細やかに捕捉する役割が特に求められている。
- ・無投票当選の割合が比較的高いことに鑑みると、議員のなり手を増やすという視点が必要である。

### 想定される検討課題

- ・大規模な地方公共団体における選挙区の設定や比例代表制の導入など、有権者の実効的な選択をより可能とするような選挙制度の方向性を検討することが考えられる。
- ・議員定数のあり方については、人口規模や地域が抱える課題など、地方公共団体の実情に応じて様々な姿が考えられるのではないか。

# 地方議会に関する研究会報告書（H27.3）概要①

## I 地方議会の現状と課題

- 地方分権の進展や人口減少社会の到来を踏まえた、地域の実情に応じた効果的な議会機能の発揮
- 性別、年齢層など、住民の構成と比較して、議員構成に偏り
- 議員のなり手不足が深刻な問題
- 地方選挙の投票率の低下など、住民の関心が大きく低下
- 議員の資質や活動に注目が集まるなど、地方議会及び議員に対する住民の信頼確保

## II 議会制度及び議会運営のあり方

- 議会の役割・機能について、人口規模や長側の組織的な政策形成能力との関係から、典型的に分析
- これを踏まえた上で、各議会において、地域の実情に合わせて、議会機能の充実・強化を図ろうとする場合の議会のあり方を整理

	人口規模等の観点からの議会の役割・機能の分析	議会機能の充実のあり方(検討事項)
団体意思決定機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議決権を有する議会の本質的機能</li> <li>・多様な住民意思の反映と調整・集約の観点から、以下を指摘</li> <li>【大規模団体】 会派による議会活動の重要性が高い。</li> <li>【小規模団体】 議員個人の活動の重要性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会審議の充実</li> <li>・公聴会等の積極的活用による住民意見の把握の充実</li> </ul>
監視機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>【大規模団体】 監視機能を発揮しやすい議会構成</li> <li>【小規模団体】 専門的な監視機能を長の事務執行全般にわたり発揮することは難しい場合もあるが、一定の機能を果たす必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な議員研修等の充実、情報入手など事務局の支援機能の充実、専門性の補完として公聴会等の積極的活用</li> <li>・会期日数の確保による環境整備、検査権等の適切な活用</li> <li>・決算審議と予算編成との連携強化等</li> </ul>
政策形成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各議会において、可能な範囲と適切な方法により、工夫して機能を発揮していくことが基本</li> <li>【大規模団体】 機能を発揮しやすく、会派を通じた政策形成の必要性が高い。</li> <li>【小規模団体】 高度の機能の発揮は難しい場合がある一方、住民と連携した政策形成への関与が求められる場合もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策に関する研修等の充実、事務局職員の資質の向上や議会図書室の機能向上など議員の調査研究支援機能の充実</li> <li>・専門性の補完と審議の充実を目的とした公聴会・参考人・専門的事項に係る調査の積極的活用</li> <li>・地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の追加</li> </ul>

- 人口が著しく減少した団体における議会においては、政策形成、監視機能について住民参加による補完が考えられる。
- 「決算の認定」について、決算審議を通じた監視機能の充実・強化を図る仕組みを検討することの意義を指摘

# 地方議会に関する研究会報告書（H27.3）概要②

## Ⅲ 地方議会の議員に求められる役割

- 地方議会の議員に求められる役割・資質
  - ・ 議員の代表性(選挙区からみた「地域」代表的性格の有無、社会学的代表や住民の納得性の観点からの分析)と専門性(特定の政策分野に関する専門的知見、合意を得るための調整能力等)について整理
  - ・ 「地方議会の議員の位置付け・役割」について、各議会基本条例において規定する例も見られるが、さらに検討が必要
- 議員の活動の支援機能のあり方
  - ・ 事務局職員の専門性の確保など事務局のサポート機能の充実や、法制担当課等事務局の共同設置が考えられるほか、議員の専門性を高めるための研修等の充実を図るため、全国研修機関等が提供する様々な研修機会の積極的な活用を期待

## Ⅳ 多様な層の幅広い住民が議員として地方議会に参画するための方策

- 議員のなり手確保の観点から、「議員報酬等」、「勤労者の立候補」、「公務員の立候補制限と議員の兼職禁止」について、指摘されている課題等を踏まえ、一定の整理
- 多様な人材が議員として活動することを容易にする観点から、夜間・休日等議会の開催についての議論を整理するとともに、通年会期制等を活用した柔軟な議会運営の取組が行われることを期待

## Ⅴ 地方議会における政党及び選挙制度のあり方

- 政党は地方政治・地方議会と住民とをつなぐ導管の役割を果たす可能性があるが、団体規模により政党化の状況が異なる。
- 現行の選挙制度が有権者及び議員の行動に及ぼす影響を踏まえつつ、有権者の実効的な選択を可能とする選挙制度のあり方として、「比例代表制」、「選挙区の設定」、「連記制」について分析

## Ⅵ 住民参加の充実、住民の信頼確保を図るための地方議会のあり方

- 住民からの信頼確保、住民の関心を高める等の観点から、地方議会の情報発信の充実の方向性を例示
- 地方議会への住民参加のあり方について、住民参加の意義を整理した上で、議会の決定過程への住民参加(公聴会制度等の積極的な活用、委員会の設置等)、議場外での住民参加のあり方(議会報告会の開催等)を検討・整理
- 議会活動の評価については、評価の客観性の担保が課題となるが、各議会における自己点検・評価としての取組を期待
- 住民に対する説明責任について、議会の自律権を行使した、条例、会議規則による信頼確保の仕組みの構築が可能

# 「地方議会・議員に関する研究会」報告書（H29.7）概要

## I 地方議会・議員の現状と課題

議員数は減少傾向、投票率も低下の一途  
→住民の関心の低さ、なり手不足は深刻

次の観点から「実効的な代表選択」を可能とする選挙制度の議論を深める必要。

- ・ 選択ができるだけ容易なこと。（投票容易性）
- ・ 政策についての実質的な比較考量ができること。（比較可能性）
- ・ 選挙結果についての納得性が高いこと。（納得性）
- ・ 有権者の投票参加意欲が高まること。（投票環境）

各方面での幅広い検討に資するため、純粋に学術的な見地に立ち、以下のとおり議論を深めた。

## II 市区町村議会議員の選挙制度

### 考えられる選挙制度

- (1) 政策・政党等本位の議会構成を促進する方向性  
→**比例代表選挙を導入するという考え方**  
(中規模から大規模団体に親和的)
- (2) 現行の地域代表性に配慮しつつ、議員間のグループ化を促すとともに住民の多様なニーズを反映する方向性  
→**制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進めるという考え方**（小規模から中規模団体に親和的）
- (3) 現行の地域代表性を基本的に維持しつつ、有権者の情報コストの軽減や投票環境の変化を促す方向性  
→**単記非移譲式（現行制度）を維持しつつ、選挙区設置を進めるという考え方**（小規模団体における代替案）

## III 都道府県議会議員の選挙制度

### 考えられる選挙制度

○原則： **比例代表選挙を導入するという考え方**

＜考え方＞

- ・ 政策・政党等本位の選挙が実現される。
- ・ 一票の格差をはじめ、選挙区に関わる実務的諸課題（定数の設定、選挙区割りなど）を回避できる。
- ・ 現状、都道府県議会は政党化が十分に進んでいるほか、国政との連動性が期待できる。

○代替案： 特に地域代表性に配慮する必要があると考える場合

- A. 比例代表選挙と選挙区選挙の並立制
- B. 比例代表選挙と選挙区選挙の併用制
- C. 比例代表選挙で少数の選挙区を設置し、地域別名簿を採用

## IV 選挙制度の選択制

- 地方公共団体が多様であることを踏まえ、それぞれ実効的な代表選択を可能にする選挙制度を選択可能とすることが考えられるのではないか。
- 選択手続として、議会の議決のほか、住民投票に付すことが考えられるのではないか。

### 市区町村議会議員の選挙制度選択制

- ・ 市区町村議会は、多様な実態にあることから、**選挙制度選択制になじみやすい**と考えられるのではないか。
- ・ 選択制の対象となる具体案として、上記(1)～(3)が考えられるのではないか。
- ・ 一方、指定都市及び特別区は、大都市の性格が共通しており、一律の選挙制度（比例代表選挙）とすることも考えられるのではないか。

### 都道府県議会議員の選挙制度選択制

- ・ 都道府県議会は、市区町村と比べ相違が小さいことから、**原則、一律の選挙制度（比例代表選挙）**とすることが考えられるのではないか。
- ・ 特に地域代表性に配慮する必要があると判断をした団体については、**比例代表選挙を基本とした代替案（上記A～C）に限って選択制を認める**余地があるとも考えられるのではないか。

⇒ 今後、当事者である地方自治関係者や、国会、政党をはじめ各方面において幅広い国民的議論が行われることを期待

# 町村議会のあり方に関する研究会報告書（H30.3）概要

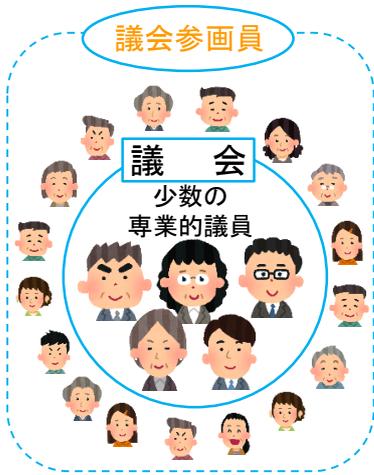
## 持続可能な議会の実現

- 各地方議会においては、主体的な議会改革の取組を積極的に展開していくことが重要
- 一方で、現行法令の枠内では課題解決に制約があり、町村総会とは異なる制度的解決策を提示する必要

⇒ 現行議会のあり方を維持できることを前提に、「集中専門型」と「多数参画型」という新しい2つの議会のあり方を条例で自由に選択可能とする。（※ 小規模市町村においては、①現行議会 ②集中専門型 ③多数参画型 の3つの選択肢を持つこととなる）

### <集中専門型>

【イメージ図】



【ポイント】

- ・ 少数の専門的議員による議会構成とし、豊富な活動を想定。生活給を保障する水準の十分な議員報酬を支給する。
- ・ 女性や若者など、多様な民意を反映させるとともに、住民が議会活動に関わる経験を得られる仕組みとして、(裁判員と同様)有権者からくじその他の作為が加わらない方法で選ばれる「議会参画員」制度(※)を設ける。
- ・ 勤労者の立候補に係る休暇の取得等を理由とした使用者による不利益取扱いを禁止する。
- ・ 公務員は、立候補によって職を失うこととなるため、公務員が立候補により退職した場合の復職制度を設ける。

(※)議会参画員イメージ

- 【役割】 条例、予算その他の重要な議案について議員とともに議論(議決権なし)
- 【費用弁償】 職務を行う日ごとに費用弁償を支給
- 【選任手続等】 くじその他の作為が加わらない方法で選定、一定の辞退要件などを設定

### <多数参画型>

【イメージ図】



【ポイント】

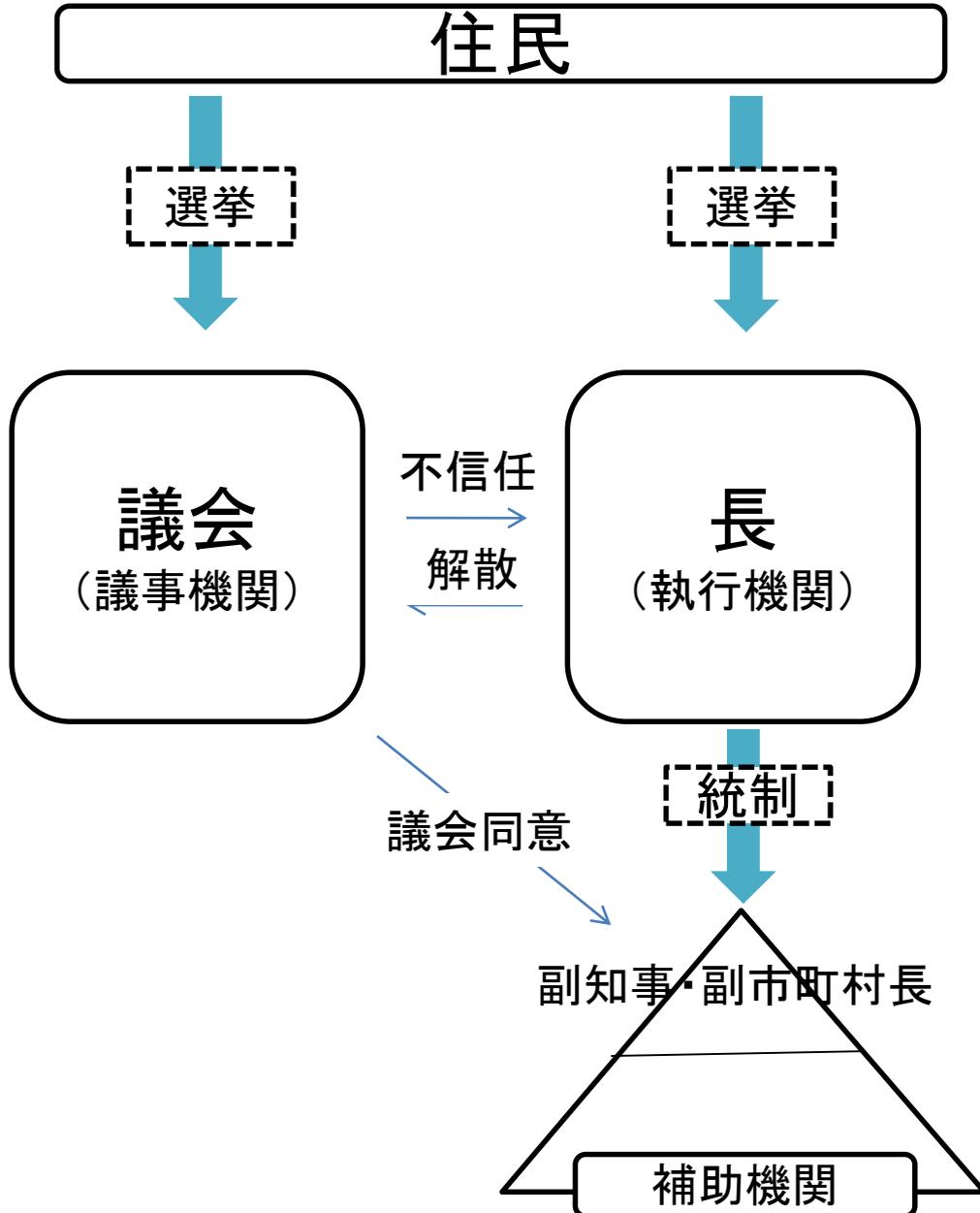
- ・ 多数の非専門的議員による議会構成とし、夜間・休日を中心とする議会運営を行う。
- ・ 契約の締結などを議決事件から除外することなどによって、議員の仕事量・負担を軽減し、それに見合った副収入的水準の議員報酬を支給する。
- ・ 上記の議決事件の除外とあわせ、議員の請負禁止を緩和するとともに、他の地方公共団体の常勤の職員との兼職を可能とする。
- ・ 勤労者の立候補及び議員活動に係る休暇の取得等を理由とした使用者による不利益取扱いを禁止する。
- ・ 各市町村の集落や小学校区を単位とした選挙区を設けて選出する。

## 具体化に向けて

- 各市町村において「集中専門型」又は「多数参画型」を選択するに際しては、十分に住民の意見を聴いた上で判断する必要
- 2つの議会像を制度上実現可能とする場合には、より拡張性のある制度設計も視野に入れつつ、今後、現場も含めた各方面の声を聞きながら、ニーズを踏まえて具体化を図ることが適当

# 議会と首長との関係・議会の権能

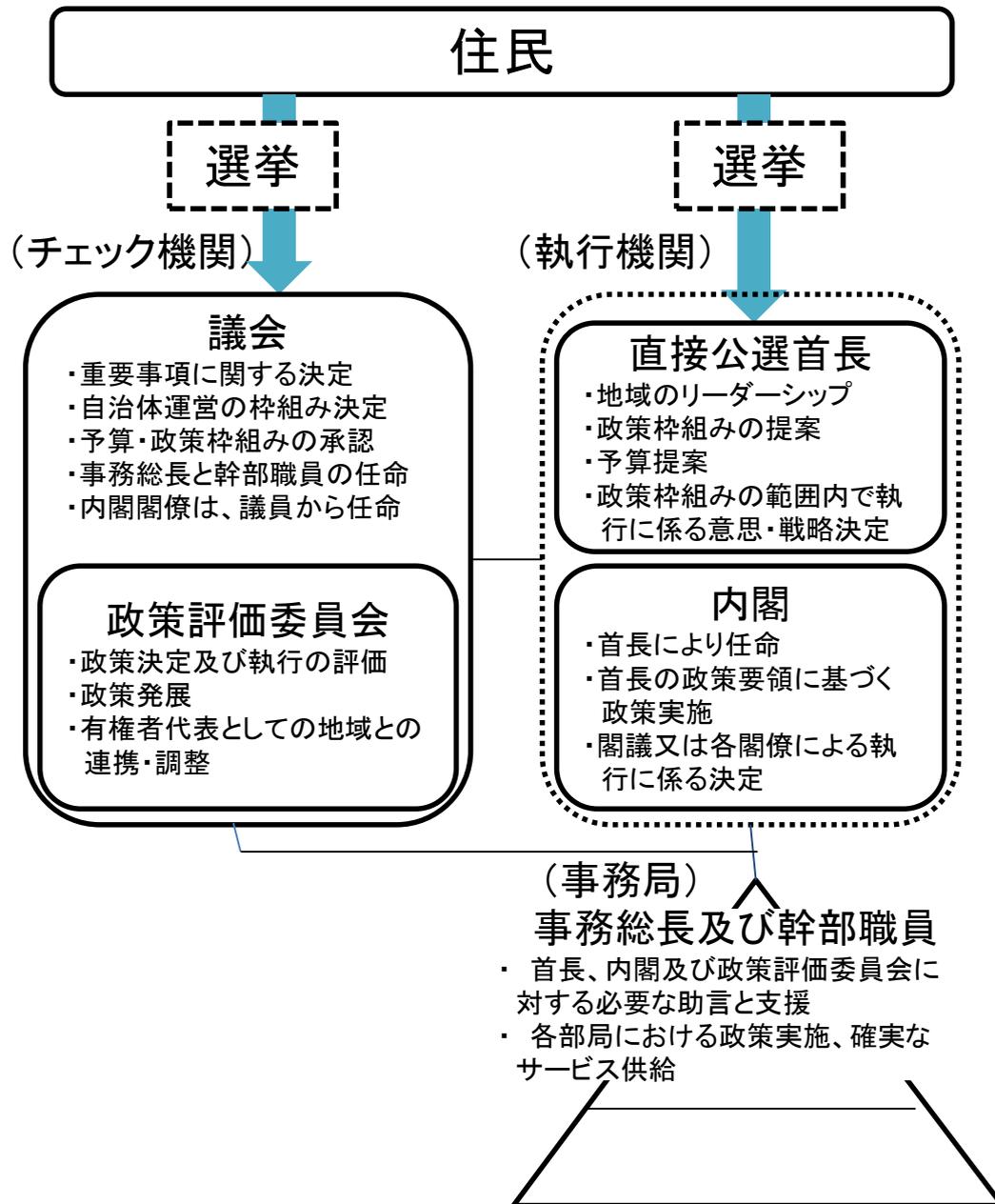
# 現行制度の概要



- 議事機関として、議会を設置する(憲法93条1項)。
- 長及び議会の議員は、住民が、直接これを選挙する(憲法93条2項)。
- 長は独任制の執行機関として、
  - ・ 団体を統轄し、これを代表する(法147条)。
  - ・ 団体の事務を管理し及びこれを執行する(法148条)。
- 長は議会の同意を得て、副知事・副市町村長を任命する。
  - ※ 条例で定数を自由に定めることができる。
  - ※ 内部的補佐にとどまらず、長の命を受け、長に次ぐ立場から関係部局を指揮監督し、必要な政策判断を行う。

# 諸外国の地方制度（イギリス（公選首長と内閣制度））

## イギリスの「公選首長と内閣制度」



### 【選挙制度】 二元代表制

- 首長は住民の選挙により直接選ばれる(任期4年)。

### 【各機関の関係】 議院内閣制と大統領制の折衷

- 首長は、議員のうちから内閣構成員を任命する。
- 首長は、予算・政策枠組みを提案し、議会は、これを承認する。
- 内閣は、予算・政策枠組みに従い、首長の政策要領及び指揮の下、日々の政策を決定・実施する。
- 内閣構成員以外の議員は、政策評価委員会の構成メンバーとなり、内閣の政策決定や執行状況を評価・監視する。

### 【内閣の構成等】 首長を中心に議員により構成

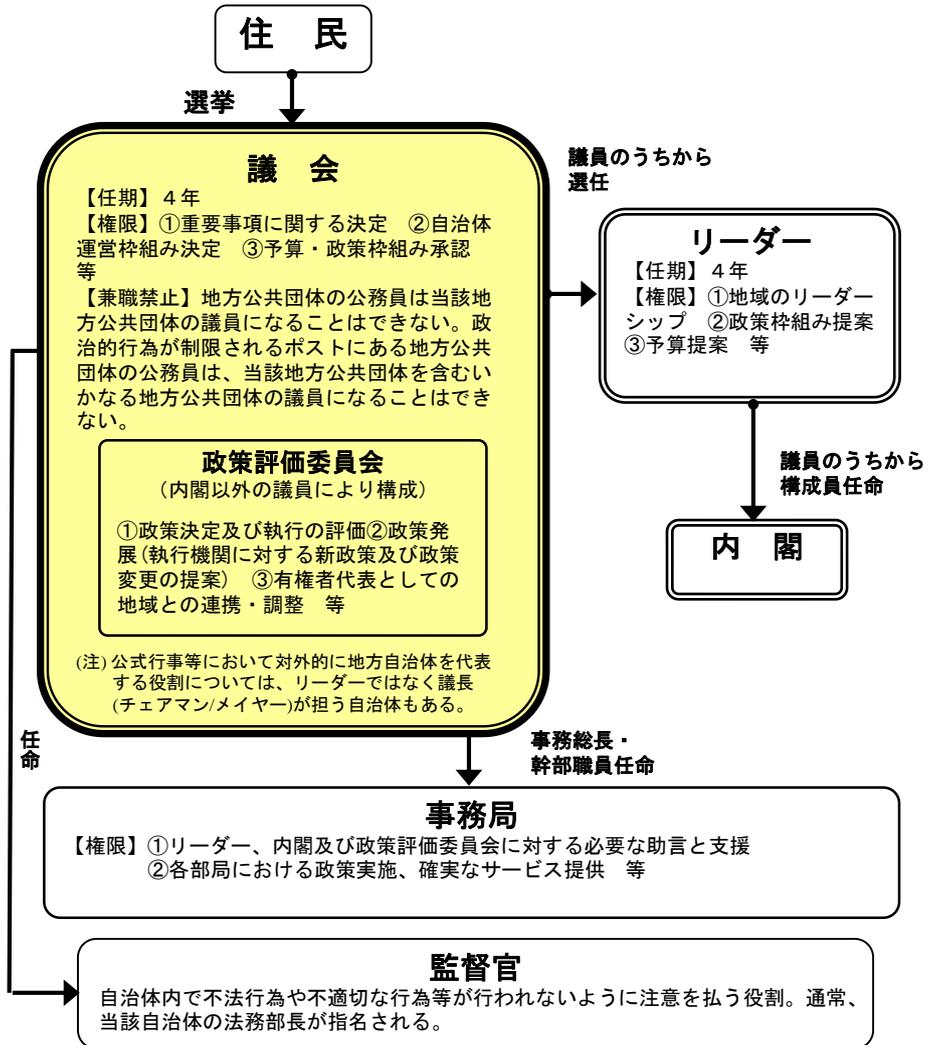
- 首長は、内閣の議長となる。
- 首長は、2名から9名の議員を構成員として任命する。
- 首長は、内閣及び構成員の権限を設定する。事務局に権限移譲もできる

### 【議会による行政部局の統制】 幹部人事権を通じた統制

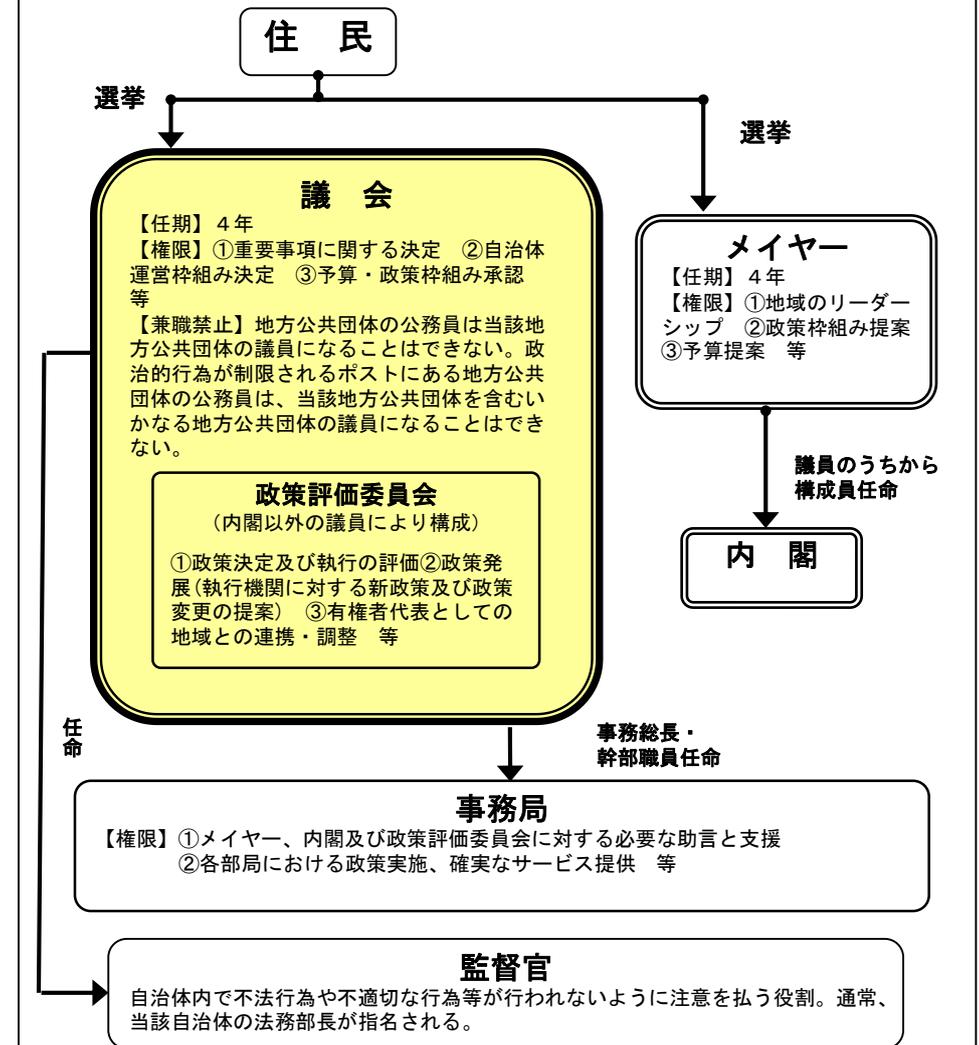
- 議会に事務局の事務総長・幹部の人事権がある。

# 議会の組織 (イギリス) ①

## リーダー(議会が選任する首長)と内閣制度



## メイヤー(直接公選首長)と内閣制度



# 議会の組織（イギリス）②

## 委員会制度

住民

選挙

議会

【任期】4年  
【権限】①重要事項に関する決定 ②自治体運営枠組み決定 ③予算・政策枠組み承認 等  
【兼職禁止】地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の議員になることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員になることはできない。

リーダー

【任期】1年（議員による互選）  
【権限】①地域のリーダーシップ ②政策枠組み提案 等

委員長を務める例が多い

委員会

政策・資源委員会

政策立案等の中心的役割を担う。（リーダーが委員長を務める例が多い。）

その他の委員会

（注）公式行事等において対外的に地方自治体を代表する役割については、リーダーではなく議長（チェアマン/メイヤー）が担う。

任命

事務総長・  
幹部職員任命

事務局

【権限】①議会に対する必要な助言と支援  
②各部局における政策実施、確実なサービス提供 等

監督官

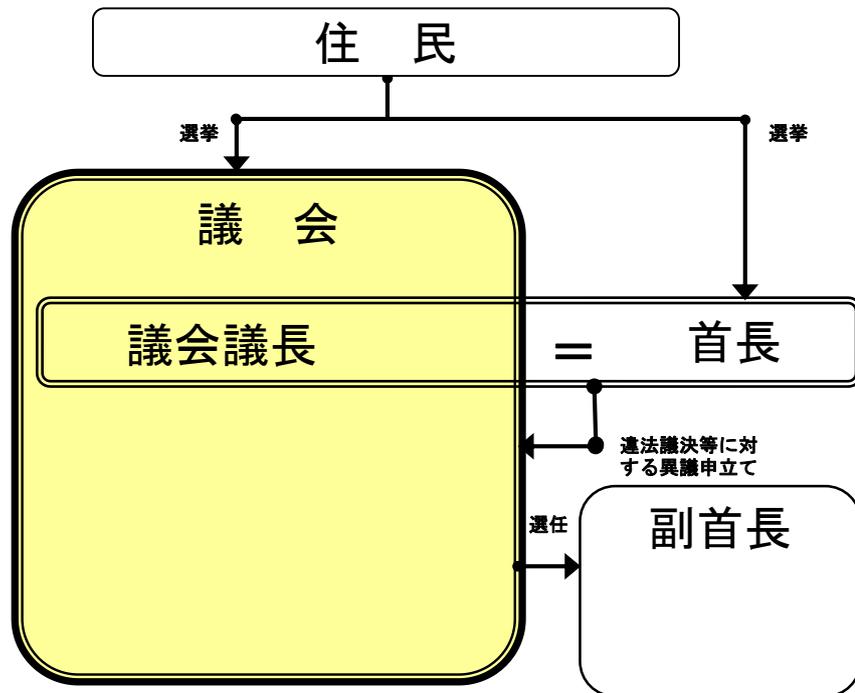
自治体内で不法行為や不適切な行為等が行われないように注意を払う役割。  
通常、当該自治体の法務部長が指名される。

# 諸外国の地方制度（ドイツ）

（バーデン・ヴュルテンベルク州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》



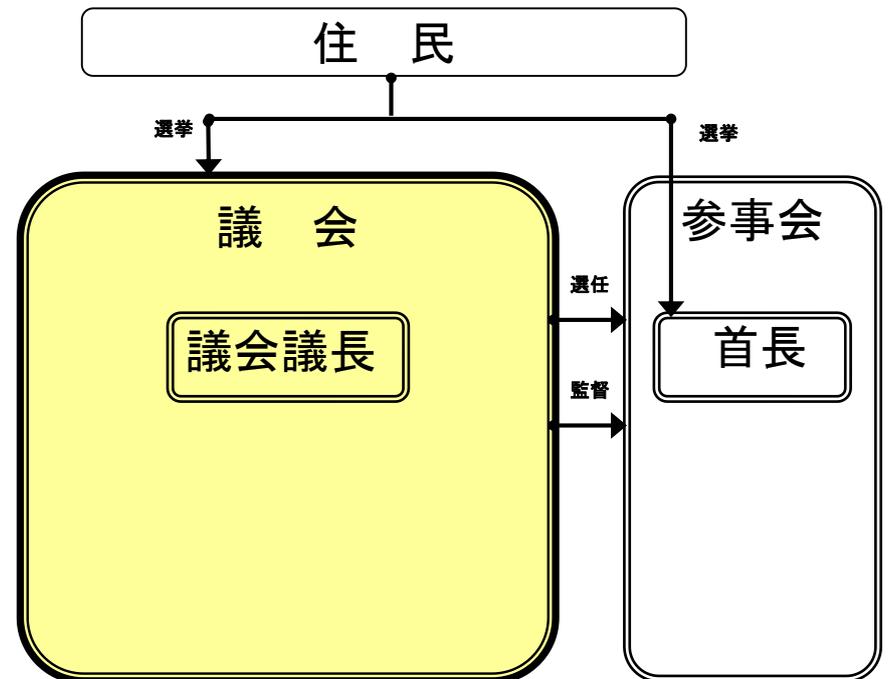
（南ドイツ評議会制モデル）

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、バーデンヴュルテンベルク州（以下「BW州」）を例に使用。  
※注2 首長は、行政の長としての権限と議会の議長としての権限を有する。

（ヘッセン州）

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》

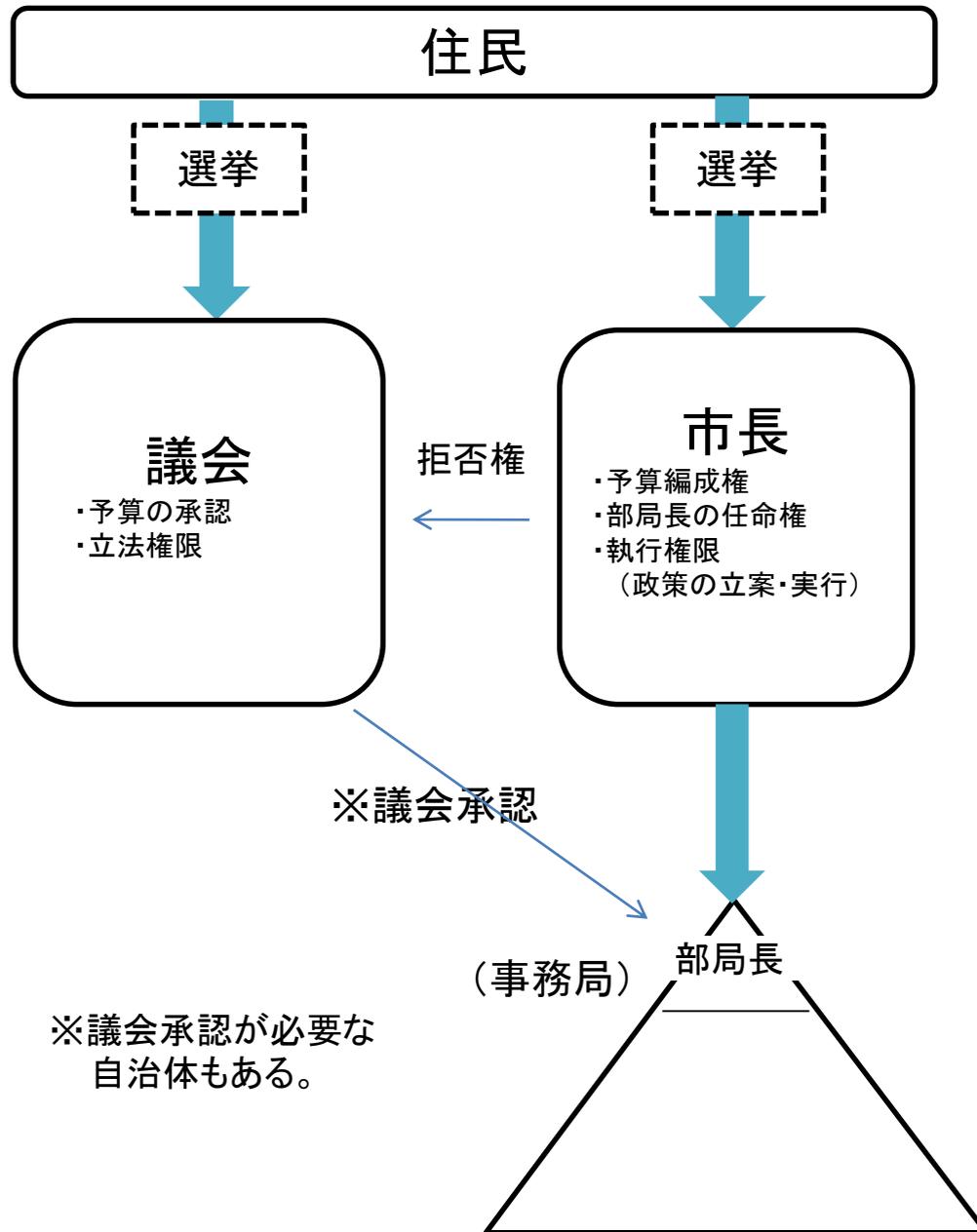


（参事会制モデル）

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法（明示されていない場合は、地方自治体の条例）によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、ヘッセン州を例に使用。なお、参事会制モデルを採用しているのは、ヘッセン州とプレーマーハーフェン市（プレーメン都市州）。

# 諸外国の地方制度（アメリカ（市長－議会型））

## アメリカの「市長－議会型（強市長制）」



【選挙制度】 二元代表制

- ・ 基本的に市長は住民の選挙により直接選ばれる。  
（任期は通常4年）。

【市長の役割】 執行権限を持つ

- ・ 基本的に市長は、行政府の長として、予算編成権や部局長の任命権※など、行政府に対して大きな影響力を持っている。

※ 議会承認が必要な自治体もある。

【議会の役割】 立法権限・市長コントロールの役割を持つ

- ・ 基本的に立法権限のほか、予算の承認など、行政府の長である市長の権限や政策に対して、チェック・アンド・バランスの機能を果たしている。

【市長と議会の関係】 市長が拒否権を持つ

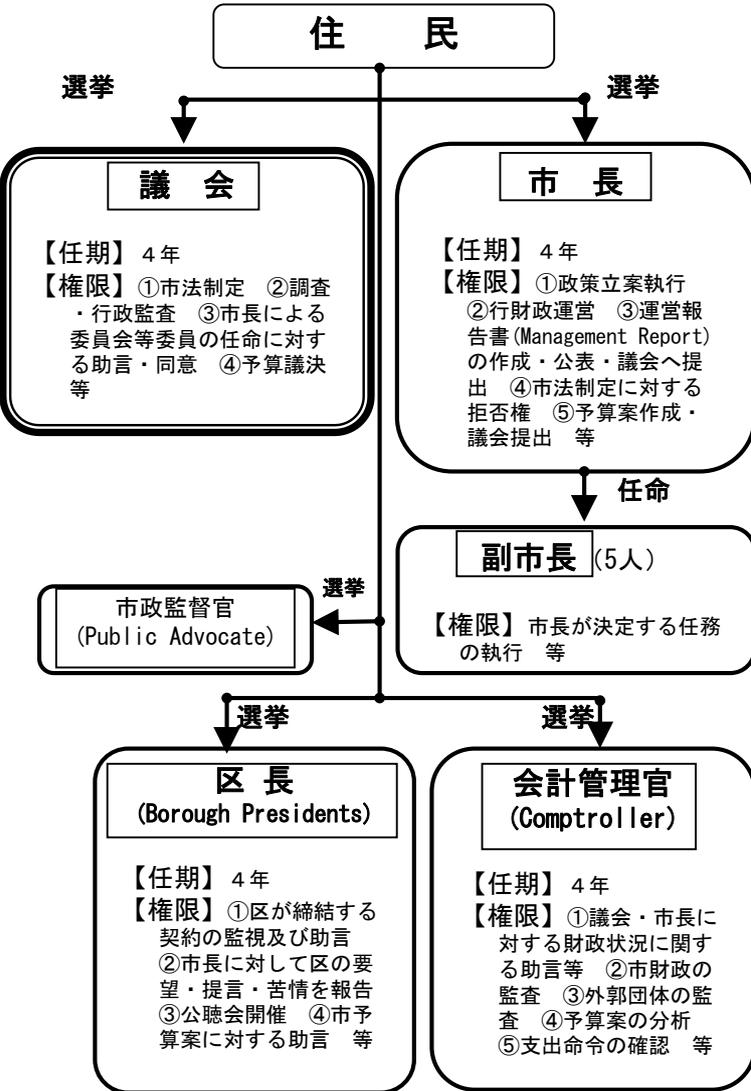
- ・ 基本的に市長は議会に対して拒否権※を持つ。

※ 特別多数（議員定数の3分の2）の議決により覆される可能性がある。

# アメリカ

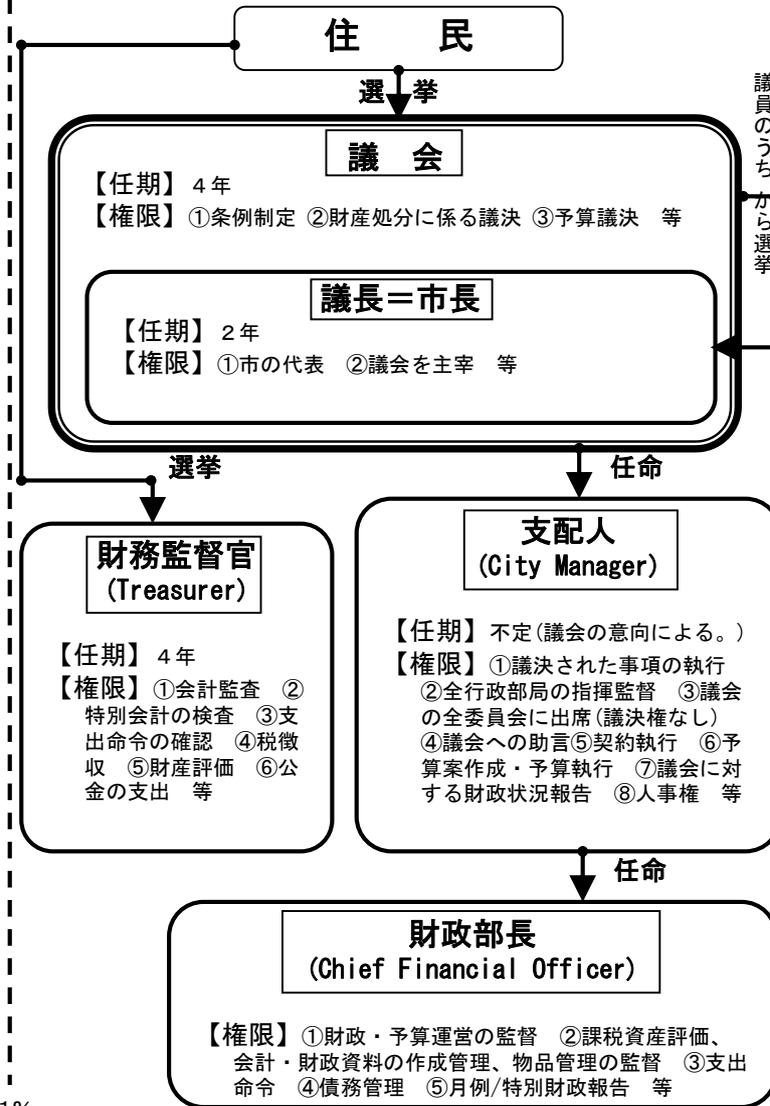
## ① 市長－議会型

(ニューヨーク州ニューヨーク市の例)

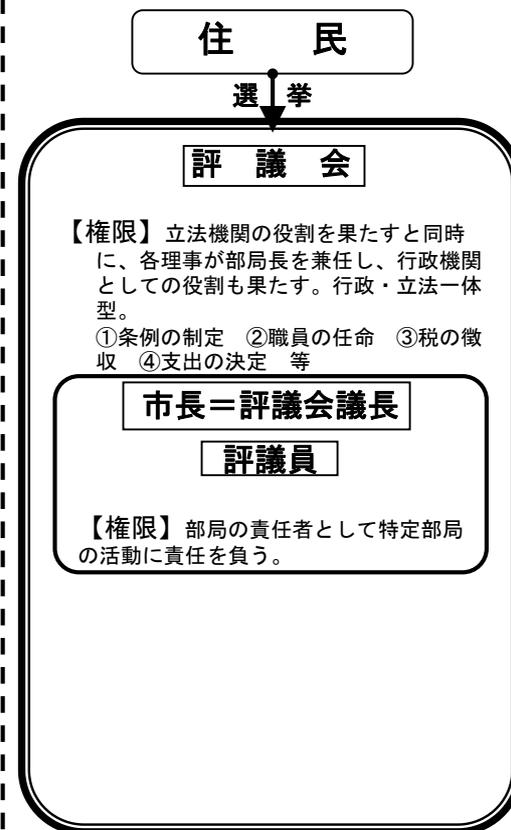


## ② 議会－支配人型

(ヴァージニア州スタントン市の例)



## ③ 評議会型



(注1)：2500人以上の地方自治体の①は4割以上、②は約58%、③は約1%。

(注2)：①の類型は、市長が優位に立つ「強市長・議会型」と、議会が優位に立つ「弱市長・議会型」とに分類できる。「強市長・議会型」は、市長が予算及び各事業の執行など幅広い権限を持ち、行政の全責任を負い、拒否権の行使等により立法過程にも関与できるもの。「弱市長・議会型」は、主要な行政官が議会の指名や公選によるなど、市長の行政権限が限定されているもの。

(注3)：行政委員会として、例えばニューヨーク州下の市町村では、都市計画委員会、人権委員会、麻薬利用防止委員会、環境保護委員会、住宅委員会、障害者委員会等が存在する。

(注4)：②の類型には、直接公選の首長が置かれるものもある。

# 市制・町村制制定時（明治21年）の制度

## 市制

## 町村制

公 民\*

選挙

市 会 (無給)

- 【任期】6年(3年ごと半数改選)
- 【権限】次の事項を議決：  
 ①条例・規則制定改廃 ②市費をもって支弁すべき事務 ③予算議決 ④決算認定 ⑤使用料等の賦課徴収の方法を定めること ⑥市有不動産の売買等 ⑦基本財産の処分 ⑧新たに義務の負担をし、権利の棄却をなすこと ⑨市有財産及び建造物の管理方法を定めること ⑩市吏員の身元保証金徴収及びその金額決定 ⑪市に係る訴訟及び和解に関すること
- 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

市会が推薦する3名の候補者のうちから内務大臣が天皇の裁可を得て任命

市会が選挙で選出、府県知事の認可

市会が選挙で選出

市参事会が推薦する者のうちから市会が選出、府県知事の認可

市参事会

- 【権限】①市会の議事準備、議決執行、違法議決等の執行停止、再議等 ②市の設置に係る营造物の管理 ③歳入管理、支出命令、会計出納監視 ④市の権利保護、市有財産管理 ⑤吏員等の指揮監督 ⑥証書公文書類保管 ⑦市を代表 ⑧使用料等の賦課徴収 ⑨市参事会に委任された事務の処理 等

【任期】6年 市 長 (有給)

- 【権限】①市参事会の議決を受けて執行 ②市参事会の招集・市参事会の議長の職 ③市参事会の事務の専決処分
- 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

助 役 (有給)

- 【任期】6年
- 【権限】市長の職務を補助・故障時の代理、市行政事務の一部を分掌
- 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

名誉職参事会員 (無給)

- 【任期】4年(2年ごと半数改選)
- 【権限】市長の職務を補助・故障時の代理、市行政事務の一部を分掌
- 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

収入役 (有給)

- 【任期】6年
- 【権限】収入受領、費用支払その他会計事務
- 【兼職禁止】市参事会員、所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

公 民\*

選挙

町村会 (無給)

- 【任期】6年(3年ごと半数改選)
- 【権限】次の事項を議決：  
 ①条例・規則制定改廃 ②町村費をもって支弁すべき事務 ③予算議決 ④決算認定 ⑤使用料等の賦課徴収の方法を定めること ⑥町村有不動産の売買等 ⑦基本財産の処分 ⑧新たに義務の負担をし、権利の棄却をなすこと ⑨町村有財産及び建造物の管理方法を定めること ⑩町村吏員の身元保証金徴収及びその金額決定 ⑪町村に係る訴訟及び和解に関すること
- 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

町村会が選挙で選出、府県知事の認可

町村会が選挙で選出、府県知事の認可

町村長が推薦する者のうちから町村会が選出、郡長の認可

町村長 (原則無給)

- 【任期】4年
- 【権限】①町村会の議事準備、議決執行、違法議決等の執行停止、再議等 ②町村の設置に係る营造物の管理 ③歳入管理、支出命令、会計出納監視 ④町村の権利保護、町村有財産管理 ⑤吏員等の指揮監督 ⑥証書公文書類保管 ⑦町村を代表 ⑧使用料等の賦課徴収 ⑨町村長に委任された事務の処理 等
- 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

助 役 (原則無給)

- 【任期】4年
- 【権限】町村長の職務を補助・故障時の代理、町村行政事務の一部を分掌
- 【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

収入役 (有給)

- 【任期】4年
- 【権限】収入受領、費用支払その他会計事務
- 【兼職禁止】町村長、助役、所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

# 市参事会の位置づけの変化

## ◆市制町村制(明治21年法律第1号)

### 市参事会は執行機関

第64条 市参事会は其市を統括し其行政事務を担当す

市参事会の担任する事務の概目左の如し

- 一 市会の議事を準備し及其議決を執行する事若し市会の議決其権限を越え法律命令に背き又は公衆の利益を害すと認むるときは市参事会は自己の意見に由り又は監督官庁の指揮に由り理由を示して議決の執行を停止し之を再議せしめ猶其議決を更めさるときは府県参事会の裁決を請ふ可し其権限を越え又は法律勅令に背くに依て議決の執行を停止したる場合に於て府県参事会の裁決に不服ある者は行政裁判所に出訴することを得
- 二 市の設置に係る営造物を管理する事若し特に之か管理者あるときは其事務を監督する事
- 三 市の歳入を管理し歳入出予算表其他市会の議決に依て定まりたる収入支出を命令し会計及出納を監視する事
- 四 市の権利を保護し市有財産を管理する事
- 五 市吏員及使丁を監督し市長を除くの外其他に対し懲戒処分を行ふ事其懲戒処分は譴責及十円以下の過怠金とす
- 六 市の諸証書及公文書類を保管する事
- 七 外部に対して市を代表し市の名義を以て其訴訟並和解に関し又は他庁若くは人民と商議する事
- 八 法律勅令に依り又は市会の議決に従て使用料、手数料、市税及夫役現品を賦課徴収する事
- 九 其他法律命令又は上司の指令に依て市参事会に委任したる事務を処理する事

第67条 市長は市政一切の事務を指揮監督し処務の滞りなきことを務む可し

(略)

## ◆市制(明治44年法律第68号)

### 市参事会は議決機関

第67条 市参事会の職務権限左の如し

- 一 市会の権限に属する事件にして其の委任を受けたるものを議決する事
- 二 市長より市会に提出する議案に付市長に対し意見を述ふる事
- 三 其他法令に依り市参事会の権限に属する事件

※ 執行機関は市長

(参考)

第87条 市長は市を統括し市を代表す

市長の担任する事務の概目左の如し

- 一 市会及市参事会の議決を経べき事件に付其の議案を発し及其議決を執行する事
- 二 財産及営造物を管理する事但し特に之か管理者を置きたるときは其の事務を監督する事
- 三 収入支出を命令し及会計を管理する事
- 四 証書及公文書類を保管する事
- 五 法令又は市会の議決に依り使用料、手数料、加入金、市税又は夫役現品を賦課徴収する事
- 六 其他法令に依り市長の職権に属する事項

### 改正の主な理由

旧市制による市参事会は執行機関であり、外部に対して市を代表するものであったが、この制度によると責任の帰属が明白でなく、事務の敏活を欠くことから、執行機関を、従来市参事会の議長であった市長をもってこれにあてることに改め、それと同時に市参事会は市会とともに議決機関とした。

# 事務局体制の強化

## 3 大学とのパートナーシップ協定の締結

### 専門的知見の活用

龍谷大学	立命館大学	同志社大学政策学部・ 大学院総合政策科学研究科
協定締結 H23.11～ ※H28.7(県議長会 協定)	協定締結 H26.1～	協定締結 H26.4～
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ条例 助言</li> <li>・議員研修会 講師</li> <li>・議会報告会                          ファシリテーター派遣</li> <li>・議員研修会 進行・調整</li> <li>・大学図書館との連携</li> <li>・インターンシップ受入                          (H28.8～9 1名)</li> <li>・(仮)土地利用基本条例 助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員研修会 講師</li> <li>・議会基本条例 助言</li> <li>・インターンシップ受入                          (H26.8～9 5名)                          (H27.8～9 6名)                          (H28.1～2 1名)                          (H28.8～9 5名)</li> <li>・議決事件追加 助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員研修会 講師</li> <li>・議会BCP 助言</li> <li>・災害等対策基本条例 助言</li> <li>・議会放送番組 コーディネーター</li> </ul>
		

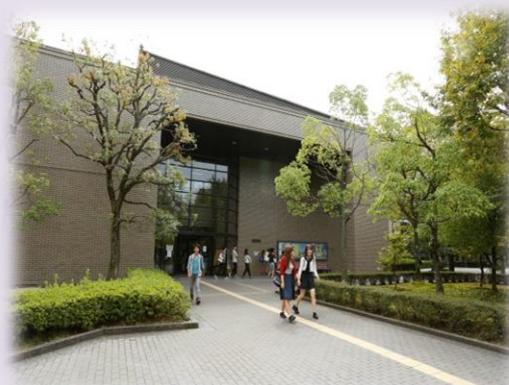
## ◎大津市議会が龍谷大学図書館と連携～全国初の試み！ ～議会の政策立案機能向上のために～

平成28年4月から、龍谷大学図書館の学術情報資料及びレファレンス機能を、大津市議会議員と議会局が利用することが出来るようになりました。地方議会で議会図書室の機能強化のために、大学図書館と連携することは、全国初の試みとなります。

利用できるのは、龍谷大の深草・瀬田・大宮の3図書館で、合わせて約210万冊の蔵書です。各図書館には司書が配置されており、議員からの文献に関する相談に応じることもできるようになっています。今後とも、政策立案機能の向上、議会図書室の整備充実の促進を図っていきます。



深草図書館



瀬田図書館



大宮図書館

## 5 事務局広域連携（滋賀県市議会議長会 軍師ネットワーク事業）

### 事業目的

議事機関としての役割を果たすため、事務局職員間の連携を深め、議長会として「政策立案機能の向上」と「議事運営の課題解決」を図ることを目的とする。

### 現状問題点

- 事務局体制が弱い（平均職員数6.4人）  
↓  
出向人事（3～5年）による弊害（専門知識・経験不足）  
↓  
・議事機能及び庶務機能が中心  
・議会改革推進機能及び政策立案機能の低迷

### 解決策

- ① 広域での情報交換や相談が日常的に行える仕組み作り  
→ 県内現役事務局職員、OB事務局職員のネットワーク構築
- ② 職員の能力向上を図る環境作り  
→ 研修会や勉強会の実施
- ③ 専門的知見の活用が可能となる制度導入  
→ 外部機関との連携

### 具体的事業

- ① 議長会として、職員ネットワークの構築  
→ 事務局職員に限定しない有志職員による会員登録制のネットワークを構築し、改革モチベーションを維持する。  
→ 議会情報の収集・共有・意見交換の場として活用する。（メーリングリストの活用）
- ② 議長会として、担当者会議等の開催  
→ 議会事務局の経験年数や担当業務に応じた研修や勉強会を定期的実施する。
- ③ 議長会として、外部機関（大学〈教授〉・弁護士会〈弁護士〉・法務経験のある職員OBなど）と協定又は契約を締結  
→ 法務勉強会の実施、法務相談への対応、条例の検証など



## 龍谷大学と連携協定の締結

通年

### 政策法務相談事業

- 法令解釈などの相談
- 例規作成に係るアドバイスなど

各市の担当者又は事務局から直接(大津市を經由せず)、電話又はメールによる相談を行う。必要に応じて面談による相談も行う。

年間相談料(定額)

適宜

### 講師派遣事業

- 法務勉強会(政務活動費など議会に係る訴訟関係など)
- 実務者研修会(議事運営・広報広聴など)

法務勉強会や実務者研修会(年間3回程度)に、テーマに応じた有識者を派遣し、又は紹介を行う。

講師謝礼(回数)



## 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟

### 八戸圏域連携中枢圏形成促進議員連盟の主な経過

平成21年 9月 八戸市議会議員有志の呼びかけにより「八戸圏域定住自立圏形成促進議員連盟」発足

平成28年10月 「八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟」に名称変更

※ 全8市町村の超党派議員連盟（現在127名）

### 目的

八戸圏域連携中枢都市圏の形成に向けて、連携中枢都市圏構想に対する理解を深めるとともに、意見交換等を通じ、圏域の振興・発展に資する。

### 活動内容

「連携中枢都市圏（定住自立圏）の形成に関する講演会」への参加（計21回）

※今年度も3回（階上町、三戸町、おいらせ町）実施予定



八戸圏域連携中枢都市圏の形成・推進を後押し



講演会の様子（H28.10新郷村）

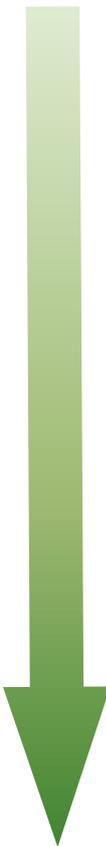


視察の様子（H27.10田子町）

# 地方議会に対する住民の理解

## 住民の参画の深化

狭く深い関わり方↓

- 
- ・選挙を通じた関わり
  - ・議員・候補者の個別活動を通じた関わり
  - ・情報の公開(情報提供、広報等)
  - ・活動の公開(議会・委員会の傍聴機会の拡充等)
  - ・説明会・報告会・「出張議会」・学校教育
  - ・間接的意見聴取(住民アンケート、パブリック・コメント、意見書・要望書・陳情の受付等)
  - ・直接的意見聴取(公聴会、団体・代表者ヒヤリング等)
  - ・政策形成における協働(ワークショップ、審議会等、議員化)

# 傍聴者への発言機会の付与（地方議会における自主的取組例）

## 長崎県小値賀町議会 ～模擬公聴会～

- 基本情報
  - ・ 人口(平成27年国調) 2,560人 ・ 議員(平成29年10月1日現在) 8人
- 取組の概要

定例会における一般質問後に、議会を休憩とした上で、傍聴者が意見・質問を述べる機会(模擬公聴会)を設定。

  - ・ 町内回覧等により、模擬公聴会開催の旨と当日の案件(一般質問の内容)を事前に周知。
  - ・ 一つの質問についてのやりとりが終わる毎に休憩とし、休憩中に議長から傍聴者に対して質問等の有無を投げかけ。
  - ・ 質問に対しては、その場で執行部又は議員が回答。(意見・質問や回答は議事録には載らない)
  - ・ 規則等の改正は行わず、運用により実施。
- 契機
  - ・ 「議会と語ろう会」(各種団体やグループなどを対象に、テーマを定めて議会とディスカッションを行う取組)において、要望があったもの。
- 実績
  - 平成27年
    - ・ 6月18日(木)(夜間開催) 傍聴者47名 ・ 9月10日(木)(夜間開催) 傍聴者32名
  - 平成28年
    - ・ 9月12日(月)(夜間開催) 傍聴者18名 ・ 12月13日(火)(日中開催) 傍聴者17名
  - 平成29年
    - ・ 3月7日(火)(日中開催) 傍聴者4名 ・ 7月18日(火)(夜間開催) 傍聴者27名
- 取組に対する効果と課題
  - ・ 町民と直接やりとりを行うことができ、「開かれた議会」の実現に資すると考えられること。(町民から「議会を傍聴するのが楽しくなった」との意見あり。)
  - ・ 町政に対する町民の理解が深まったこと。
  - ・ 傍聴者が特定に団体に偏る傾向にあるため、幅広い層(特に若者)に町政に関心を持ってもらえるよう周知していくことが課題。



(実際の様子)

### ○地方自治法(抄)

第百十五条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

第百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

# 住民参加の取組（犬山市）

## 市民フリースピーチ制度

民主主義において、市民を代表する議員全員に意見を言う権利があるのは当たり前です。それでその場所を設けるのは議会の義務と考えられます。

内容：

- ・ 定例会開催期間に、市民が議場で議員に対し、市政に関して「5分間」自由に発言ができる。
- ・ 市民からの意見は、全員協議会で議員間討議を行い、申し入れなどのアクションをとる。
- ・ 協議結果は文書やホームページで公開。



中日新聞 09/11/2018 この記事・写真等は、中日新聞社の許諾を得て転載しています。

## 市民フリースピーチ（成果の一つとして）

○障がい者の災害時の支援について  
（議会からの申し入れ）

➡避難行動要支援者支援制度の名簿掲載に係る条件の見直しを検討し、障がい者が避難しやすい支援体制を構築して欲しい。

○行政からの回答

➡条件を緩和し運用する。  
（地域支援者を2名から見直し1名でも登録可能として運用する。）



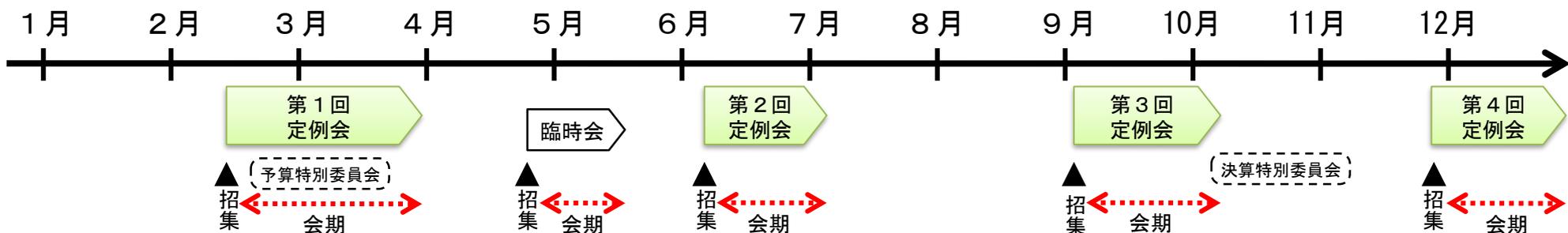
中日新聞 09/07/2018 この記事・写真等は、中日新聞社の許諾を得て転載しています。

**時間的な要因  
(多様な層の住民の参画)**

# 地方議会の会期のあり方の見直し（基本イメージ）【H24地方自治法改正】

（改正前）

- ・ 議会の招集は、長が告示により行う（地方自治法第101条）。
- ・ 定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（地方自治法第102条第1項・第2項）。
- ・ 会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（地方自治法第102条第6項）。
- ・ 定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定。



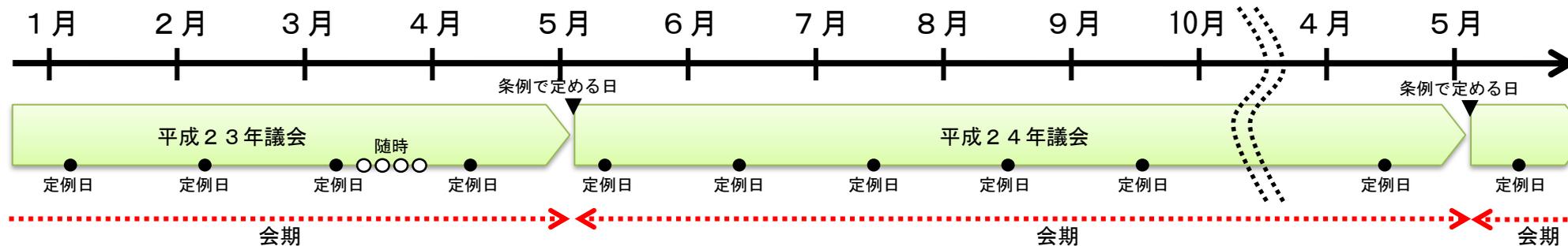
多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにする観点から、定例会・臨時会を開催することなく、**通年の会期**を設け、**予見可能性のある形で定期的に会議を開く議会運営を行うことを条例で選択できる**よう制度化

（新制度）

（選択制）

- ・ 定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行わない。
- ・ 会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定する。
- ・ 条例で、定期的に会議を開く日（定例日）を定める（必要に応じ、定例日以外に随時開催も可）。
- ・ 長等が出席できない正当な理由を議長に届け出たときは、出席義務を解除する。

【運用イメージ】 毎月第2水曜日、18時から20時まで  
 （予算・決算については、2～3月、10～11月に集中審議 → 定例日を集中的に規定するか委員会付託）



# 通年会期等を採用している団体の状況

## ○ 地方自治法第102条の2による通年会期を採用している団体数……………1県10市25町村

北海道：森町、豊浦町、洞爺湖町、日高町  
岩手県：久慈市、葛巻町  
宮城県：川崎町、大和町、美里町  
福島県：福島市、小野町  
茨城県：常総市  
神奈川県：厚木市  
新潟県：柏崎市、阿賀町、関川村  
石川県：津幡町、中能登町、能登町  
栃木県：栃木県  
三重県：鳥羽市  
大阪府：四條畷市、島本町、豊能町、能勢町、河南町  
岡山県：鏡野町  
徳島県：小松島市、三好市、勝浦町、那賀町  
福岡県：川崎町  
長崎県：壱岐市、小値賀町  
熊本県：多良木町、あさぎり町

## ○ 定例会を条例で年1回と定めている団体数……………2県21市区29町村

北海道：根室市、福島町、利尻富士町、白老町、芽室町、池田町  
岩手県：滝沢市、紫波町、矢巾町、平泉町、  
宮城県：登米市、蔵王町、柴田町、色麻町、涌谷町  
秋田県：東成瀬村  
福島県：只見町、会津美里町  
茨城県：守谷市  
群馬県：中之条町  
千葉県：長生村、大多喜町  
東京都：青梅市、あきる野市、文京区、荒川区  
神奈川県：相模原市、寒川町、開成町  
石川県：金沢市、白山市、内灘町  
長野県：軽井沢町、小布施町、信濃町  
愛知県：豊明市  
三重県：三重県、四日市市  
滋賀県：滋賀県、大津市  
京都府：京都市、亀岡市、精華町  
大阪府：枚方市、大東市、大阪狭山市  
和歌山県：かつらぎ町  
高知県：土佐清水市  
長崎県：壱岐市、小値賀町  
熊本県：御船町  
鹿児島県：南大隅町

※ 下線部は都道府県

# 夜間・休日等議会の活用状況

## ○ 市区議会

出所：全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査」をもとに作成

### 【休日等議会】

	団体数	開催件数(件)	平均傍聴者数 (人/件)
平成25年	19	22	34.1
平成26年	17	20	23.9
平成27年	19	21	29.2
平成28年	19	21	44.8
平成29年	19	21	35.3
平成30年	20	22	36.6

### 【夜間議会】

	団体数	開催件数(件)	平均傍聴者数(人 /件)
平成25年	2	2	45.5
平成26年	2	2	32.5
平成27年	3	3	62.0
平成28年	3	3	49.7
平成29年	4	4	17.5
平成30年	3	3	36.7

## ○ 町村議会

出所：全国町村議会議長会「町村議会実態調査」をもとに作成（※平成25年以前の調査対象期間は前年7月1日～当年6月30日）

### 【休日等議会】

	団体数	平均開催日数(日)
平成25年	32	1.4
平成26年	31	1.4
平成27年	32	1.3
平成28年	27	1.4
平成29年	33	1.2

### 【夜間議会】

	団体数	平均開催日数(日)
平成25年	19	1.7
平成26年	18	1.9
平成27年	16	1.8
平成28年	14	1.9
平成29年	17	1.7

※ 都道府県議会においては開催事例なし

出所：都道府県議会運営における事例調(平成30年3月)をもとに作成  
(調査期間は、平成25年7月1日～平成29年6月30日)

## 「休日・夜間議会」運営の取り組み概要

### 取組経緯

- ・ 平成21年6月執行の村議会議員選挙において無投票となったことを機に、議会改革の機運が高まる。「議会改革検討委員会」において、住民がより身近に議会に参加できる環境づくりとして「休日・夜間議会」の検討が行われたが、職員の人的負担・超過勤務等の経費負担が障壁となり、議論が進まなかった。
- ・ 平成24年12月、「喬木村議会基本条例」制定。
- ・ 平成29年6月執行の村議会議員選挙において無投票となり、再び議会改革の機運が高まった。

### 取組内容

新人議員6名は兼業議員となった。兼業議員の負担を考慮しつつ、休日・夜間議会をスタート。

- ・ 会期は現行の日程(概ね16日間～20日間)のままで、本会議日数(3日間:開会、一般質問、閉会それぞれ1日)は変更しない。
- ・ 本会議のうち一般質問は土日(9:00～17:00)のどちらかで開催する。
- ・ 常任委員会は平日の夜間開催(19:00～21:00)を基本に運営する。議案数、請願・陳情等の状況によっては委員長の判断で平日の昼間開催も可能とし、弾力的に運営する。審議時間が不足する場合は、予備日を活用する。
- ・ 予算決算常任委員会は、補正予算審議の6月及び12月は夜間に実施し、当初予算・決算審議の3月及び9月は、平日昼間(2日～3日)の実施とする。

### 運用の工夫

- ・ 議案を受け取ってから調査研究を行う時間を確保するため、常任委員会を会期の後半に設定。
- ・ 議案に関する簡易な質問と回答、議員の考えを集約した資料はICTを活用して事前に議員が共有し、討論中心の会議を行うとともに、会議の効率化に取り組んだ。
- ・ 請願・陳情に関する趣旨説明補足資料を提出者に求め、委員で共有する。委員が収集した資料についてもPCメールを活用して情報共有を図る。
- ・ 傍聴者には、議員の共有した資料を配布して、審議の過程の可視化を図る。また、議会の審議の流れがわかる小冊子を作成して配布した。

# 兼業議員の議員活動できる環境整備の事例

地方議会活性化シンポジウム2018  
長野県喬木村下岡議長提出資料

## 運用の成果

- ・ 小規模議会において「休日・夜間議会」は、工夫改善をすれば実現可能。喬木村議会は試行を経て今後も継続する。
- ・ 審議までの事前準備により、質疑・討論の件数が増加した。
- ・ 今まで以上に議案に対する調査研究の時間が増加し、議員から「達成感」という言葉が出るようになった。
- ・ 議員同士が議案に対する意見を交換する機会が見られるようになった。
- ・ 夜間開催の常任委員会の傍聴者は、議会モニターを中心に、平均2名から5名に増加した。
- ・ 休日開催の一般質問の傍聴者は、平均6名から15名に増加した。
- ・ 議員の考えをホームページで公開したり、傍聴者向け資料を充実させたことで、議会モニター含め傍聴者アンケートの回答には、忌憚のないご意見の他に改善案も寄せられ、議会運営に活かすことができた。

## 課題

- ・ 議員活動と仕事の両立がまだ出来ていない。
- ・ 夜間は会議時間が限られるため、会議の時間配分、議案の情報共有、議員のスケジュール調整(年間スケジュール)など、事前準備が必要となる。ICTを活用した情報共有の仕組みが有効である。
- ・ 夜間議会において、運営上問題事案が発生しても「長野県町村議長会」等関係機関への照会・確認が出来ない。
- ・ 常任委員会を会期の後半に設定することにより、調査研究の時間を確保したが、現在の会期のままでは、特に兼業議員の調査研究時間の確保には限界があることから、今後、「夜間・休日議会」の取組と合わせて、「通年会期」の導入を検討。
- ・ 喬木村議会の「休日・夜間議会」の運営は、多様な立場・兼業議員が仕事と議員活動を両立するための環境整備であり、「議員のなり手不足解消」の一助にしかかなりえないことから、議員が自らミニ集会や懇談会等実施することで住民との距離を縮め、後継者育成に努める必要がある。
- ・ 議会モニター制度の充実(次期後継者の育成へ繋げられるか)
- ・ 傍聴者を継続的に確保するためには、傍聴者に配慮し「わかりやすい議会」にしなければならない。
- ・ 議会改革は数人のキーマンだけでは持続しない。全員協議会において議員全員がしっかり合意形成を図る必要がある。
- ・ 議会事務局の負担は増加する。事務局体制の強化が必要がある。

## 検討：夜間会議の人的経費等について

- ①議会对応する職員の人件費(超過勤務手当)が必要となる。  
今まで踏み込めなかった一番の理由(議会・執行機関とも)

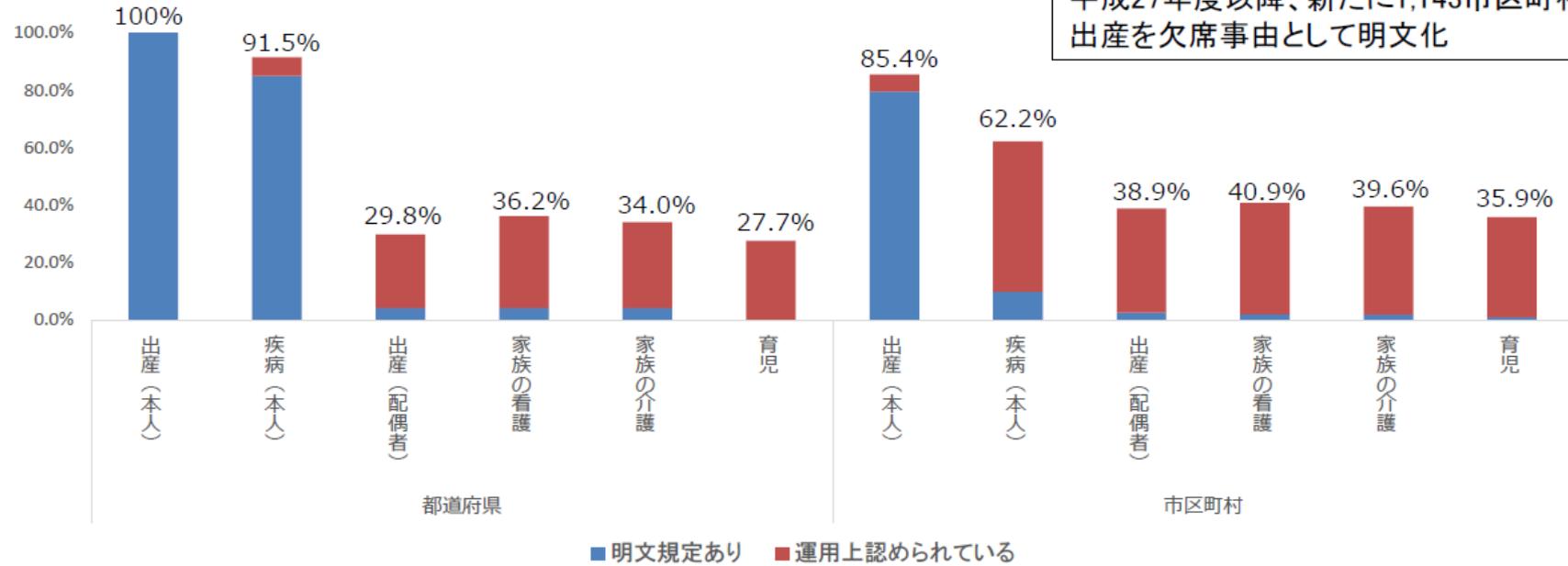
→ 超過勤務手当・代替休暇により対応

- ②**事前の情報共有、意見交換等**が図れるツールとして、また議会改革の柱として**ICTを活用することが有効**であるが、整備費用が多額に必要である。

→ 運用方法が確立していないことから、議員全員がPCメールを取得し、事務局からのメールで対応

# 地方議会の会議規則における欠席事由

地方議会の欠席規定の整備状況（欠席事由として認められている事由の状況）



平成27年度以降、新たに1,143市区町村が  
出産を欠席事由として明文化

※ 記載の割合は、「議会会議規則等で明文規定あり」と「運用上認められている」の合計の割合

(備考)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成30年度)(原則として、平成30年4月1日現在の状況)

※内閣府資料から転載

## 榛東村議会会議規則 主な改正内容

会議の欠席理由及び出産のために欠席できる期間の明確化



出典：地方議会活性化シンポジウム2019における群馬県榛東村議会 南議長発表資料

# 議員の通称（旧姓）使用について

## 議員の通称(旧姓)使用の取扱いの現状

- 国会議員については、参議院においては、平成9年6月9日の議院運営委員会理事会（第140回国会）において使用を認める旨の決定があり、これを先例として同年9月の第141回国会から通称(旧姓)使用が認められている。衆議院においては、それ以前から認められているが、特段明文の規定はない。
- 地方議員については、要綱等で認めている事例があるが取扱いは各議会によって異なっている。

## <国会の例>

参議院先例録（抄）（平成25年版）

### 第七章 議員

#### 第一節 応召、当選証書の対照、入場及び紹介

#### 九八 議員の氏名は、原則として本名を用いる

議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。

なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第百四十回国会平成九年六月九日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年九月二十九日に召集された第百四十一回国会から議員の通称使用が認められた。

#### 一 議員氏名

議員氏名は、従来どおり、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

#### 二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第八十八条の五第七項、第八十九条第五項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用をするもの又は通称の使用によっては実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

## <地方議会の例>

新潟県議会議員旧姓使用取扱要綱

平成11年5月26日議会運営委員会制定

（趣旨）  
第1条 この要綱は新潟県議会議員（以下「議員」という。）が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（旧姓）  
第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。

（承認）  
第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。

（承認の申請）  
第4条 議員は、前条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

（承認の通知）  
第5条 議長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書（様式第2号）により、当該議員に通知するものとする。

（中止届）  
第6条 議長の承認を受けて旧姓を使用している議員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届（様式第3号）を議長に提出しなければならない。

（報告）  
第7条 議長は、旧姓の使用を承認したとき又は旧姓使用中止届を受理したときは、議会運営委員会に報告するものとする。

（責務）  
第8条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たっては、議会活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

（疑義の決定）  
第9条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。

附則

（適用期日）

この要綱は、平成11年5月14日から適用する。